

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月26日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

### 3. 出席委員 (14人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	10番	笹原 綾乃	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

### 4. 欠席委員 (5人)

欠席者	2番	牧 潤三	君
	6番	岩川 原造	君
	9番	日高 清明	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君

### 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第15号 農用地利用集積計画について  
議案第16号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について  
議案第17号 非農地証明願について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要  
事務局長

おはようございます。本日欠席の届けが出ていますが、岩川原造委員、岩川孝行委員、牧潤三委員、牧優作郎委員、日高清明委員の5名です。

ただ今より平成28年度第4回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は7番委員の大角利夫委員にお願い致します。

憲章朗唱（7番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

改めまして皆さんおはようございます。

暑い日が続いております。人間、勝手なもので梅雨明けが遅いと『雨ばかり降って仕事のラチがあかん。』と愚痴を言いながら、いい天気が続くと『暑くて熱中症になりそうで仕事ができん。』と愚痴を言っているところです。

本日の案件はそれほど多くはございませんが、午後からは農作業事故防止の研修等、予定しておりますので最後まで皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

本日もご審議、よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を10番委員、14番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第4号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号2番。権利の種類：賃貸借設定。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他34筆。地目：畑が32筆、田が2筆、山林が1筆。35筆の合計面積が■■■■㎡。貸借期間：平成21年1月1日から平成30年12月31日までの10年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期：平成28年7月5日です。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方から疑問点などございますか。（「ありません。」の声あり）

それでは続きまして議案第14号です。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第14号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号20番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）。譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他10筆。地目：畑が9、田が2筆。11筆の合計面積：■■■■㎡。農用地区域が9筆。利用状況：畑と田。営農計画及び耕作期間：げっとうが1月から12月、バ

事務局長

ナナが5月から10月、ポンカン・タンカンが1月から12月です。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積： $\square$ ㎡、申請人の経験年数：3年、農機具等の保有状況：刈払機・1、耕運機・1、チェーンソー・1です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

譲受人の $\square$ さんは以前、げっとうと栽培するという事で $\square$ に土地を購入し新規就農をしております。げっとう栽培の為、荒れていた土地を伐採しましたが、父親の看病をしなくてはならなくなり現在に至るまで耕作は出来ていないということです。

今回新たに土地を購入することによって $\square$ の土地も再開するということでもあります。 $\square$ の土地を購入し、新たに果樹を栽培する予定であり、営農計画等を見ましても特に問題は見られないことから農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号20番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

8ページの図面を見ていただきたいんですが、 $\square$ の $\square$ 側に県道から農免道までの間にあります。この地域は農振からも外しております。譲受人と面識はありませんが、「農地として活用しない限り農業委員会は認められませんよ。」と、 $\square$ さんには伝えております。

周りには何の支障もありませんので $\square$ さんにちゃんとやってもらえればありがたいと思っております。以上です。

会長

整理番号20番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。

○番（農業委員）

げっとうの実というのは乾燥させて煎じて飲めば血糖値が下がるという、あのげっとうですか。

○番（農業委員）

はい。げっとうは月に桃と書いて月桃なんですけど、西之表で大きく栽培をして販売している方がおります。屋久島で作っている人は自家用くらいなんですけども、栗生・中間辺りは県道沿いにもたくさんあります。私も一年中飲んでおりますけども、体には良いんじゃないかと自分は思っております。

○番（農業委員）

譲受人は $\square$ に住んでおられるんですか。

○番（農業委員）

住んでいません。 $\square$ の教職員住宅は借りているんですけど、住んでいません。

○番（農業委員）

$\square$ ですか。どこに住んでおられるんですか。

○番（農業委員）

いたりきたりしているのかな。私も $\square$ に居るんだと思っておりますから確認はしておりません。

○番（農業委員）

住所不定ですか。仮に $\square$ に住んでいたとしても遠すぎますよね。いくら経営するにしても。

それから $\square$ にも所有していますが、再開する予定だというお話ですが現在はまだ廃園状態ということだとすると、自分が持っている土地を耕作していないままで新しく土地を求めるという事に関して、私は疑問があります。

まず、 $\square$ を耕作してから新しい土地を購入すべきではないですか

○番（農業委員）	ね。
○番（農業委員）	<p>■■■■には3・4年前に約1町歩の土地を購入しております。もともとこの方は■■■■でフレンチかイタリアンかのシェフをされていたそうで、自分で栽培した野菜や果物を使って購入した土地に店を作って商売したいというお話でした。当時、農地とあわせて山林も購入したんですが、そこは伐採はしておりますが、整地はされていません。</p> <p>■■■■の農地に関しても全く手はつけられておりません。もともと果樹園だったんですが、荒廃して山になっております。そういう状態ですので、私も心配ではあります。</p>
会長	今出てきた問題点ですが、この■■■■の所有地の利用状況調査は。
○番（農業委員）	山です。×です。
会長	そうなれば、今ここで許可するわけにはいかなくなってくるわけですが、いかがいたしましょう。
○番（農業委員）	事務局で本人に確認するわけにはいかないんですか。
事務局	代理人申請ですね。
会長	<p>皆様のご意見の中で、既存の農地が手つかずであるということ、譲受人の所在が確認できていないことがございますので、代理人を通じてそのことを本人に伝えてもらう。その間、この案件は保留にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり）</p> <p>それでは整理番号20番は保留といたします。</p>
事務局	続きます。議案第15号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第15号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>整理番号7番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、他34筆。現況地目：2筆が田、32筆が畑、1筆が山林。35筆の合計面積：■■■■㎡。山林を除いて全て農用地区域内。内容：一般野菜・ガジュツ・ぼんかん・たんかん・水稻。移転時期：平成28年8月10日。対価：0。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：水稻・果樹・野菜。経営面積：借地面積が■■■■㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・2、軽トラック・1、耕運機・1、管理機・1、動噴・1、フレールモア・1、倉庫・2、さつまいもハーベスター・1、マルチャー・1、肥料散布機・2です。</p> <p>譲受人は大規模な農業経営を展開する認定農家であり、譲渡人とは親子関係です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。以上です。</p>
会長	整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	<p>先ほどの合意解約に係る案件でございます。</p> <p>実際、経営の権限は息子がやっております。半分は畑総をやっております。当初は後継者に名義が直るという説明で畑総を進めておりました。</p>

○番（農業委員）

たが担当が変わったところで後継者に名義は直らないということで、そのままお父さんの名義でした。名義変更で本人には何十万とかかかってしまいますけども、集落でも優秀な後継者で、本案件につきましては何ら問題ないと思います。

会長

整理番号7番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

昔、認定農業者は名義変更の際補助が出てましたけど、今は。

会長

この議案は経営基盤強化法なんですけども、経営基盤強化促進法であればと農業委員会事務局で名義変更の手続きをしてもらえます。通常の農地法3条では嘱託登記ということはできませんので、受け手が認定農家、あるいは担い手農家であれば、経営基盤が活用できます。

その時に登録免許税だけは発生いたします。

30数筆ですので登記簿を取るだけでも2万を超えるお金を払っていると思います。

登録免許税はこの制度を活用しますと若干の軽減処置がとられます。

他に皆さん方からご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号7番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号8番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号8番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん。土地の所在：■■■■、■■番。現況地目：田。2筆の合計面積：■■■■㎡。農用地区域内。内容：バレイショ。契約期間：平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間。借料：20,000円。利用権の設定を受ける者の主な経営状況としまして主な経営作物：バレイショ・たんかん。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：トラクター・1、バックホウ・1、軽トラ・1、耕運機・1、管理機他です。

借人は新規就農者であり、■■集落の中で中心的経営体にも位置付けられておりますので、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号8番について担当委員のご意見をお願いいたします。

本日は担当委員が欠席ですので、私の方で説明いたします。

17ページをご覧ください。■■の■■の下です。この地域は大方■■■■という小字名なんですけど、ここだけが■■■■という小字名です。ここだけが畑総事業を実施していないがために旧小字名が残っているということです。

ここは全体的に中間管理事業に乗せて利用されているんですけど、申請地だけが手つかず状態で荒れかけておりましたところ、地主のお姉さんが■■におられますので何とか荒れないように掘り直しをしておりましたが、幸い借受人が頑張ってみようかということで引き受けてくれましたので、申請しております。

借受人は先ほどの事務局からの説明でありましたように、認定新規就農者で面積がどんどん増えていっているのが気になるころなんですけど、旦那さんの親も元気で働いておりますので何ら問題はないと思います。以上です。

整理番号8番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。

会長

(「ありません。」の声あり)  
整理番号8番について計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号8番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第16号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第16号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求めます。

整理番号2番。変更区分：農用地除外。申請人：[ ]さん( [ ]歳)。土地の所在：[ ]、田、[ ]m<sup>2</sup>。利用状況：田。都市計画区域・農用地区域内。変更理由：『現在居住している建物の敷地の一部分となっている申請地を宅地に地目変更するため。』ということです。変更目的及び事業計画：住宅用地・[ ]m<sup>2</sup>。工事計画：許可有り次第。資金計画：なし。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

20ページの航空図をお願いします。[ ]の町営住宅の[ ]側、県道下にあります。もう住宅を建てて20年以上なるんですね。本人に聞いてみたら「住宅金融公庫の借り換えをしたい。」ということで申請をしたところ、一部が農地であると発覚したようです。

すでに20年が経っておりますし面積も小さく、親父さんが建てた家ですが亡くなって相続したようですので、特に問題は無いと思います。

会長

整理番号2番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号2番について計画の変更を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号2番は計画の変更を認めることに決定いたします。

続いて議案第17号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第17号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号3番。申請人：[ ]さん。代理人( [ ] [ ]さん( [ ]歳)。土地の所在：[ ]。地目：畑。3筆の合計面積：[ ]m<sup>2</sup>。3筆とも第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『当時は重機により開墾し畑として利用する準備を進めていたが、表土の下は岩石が多く畑として不適であった。その後ガン再発の危険があったため屋久島を離れ療養することになり、現在は放置が続き原野状態である。』ということです。

現状はススキ等が生え原野状態ですが、表土の下を確認しましたが岩石は見当たらず、ススキ等を取り除けば畑として使用することが可能だと思われます。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

24ページの航空写真をお願いします。875番29の上は採石場ですので、申請人の言うとおりにかなり岩石がみうけられるのかなと思っていた

○番（農業委員） んですけども、先日 30 cmほど掘り返してみたんですが土は状態も良く、岩石も出てこなかったという状況でした。  
 右側の 2 筆につきましては 3 年ほど前までパイパイを作っておられてグアバの木も植えておったんですが、地主から土地を返してくれといわれましたのでグアバの木は撤去し、その後は放置されて現況のススキ状態になっております。雑木等はありませんでススキ野ですので、草刈機で刈り込んでトラクターを入れれば畑として利用できると思います。  
 懸念しておりました岩石の影響がそれほど無いという状況から農地として不適格ということはありませんでしたので、今回の非農地証明は認められないと判断いたします。

○番（農業委員） 昨日ですね、ちょっと行って掘り返してみようかということで事務局と現地に行きまして 1 筆、2 か所ほど掘り起こしてみたんですが、全然石も出てきませんで、たまたま出てこない場所だったのかもしれませんが、岩石は確認しておりません。

○番（農業委員） 申請人はもともと■■■■の方で、今後も帰ってくる予定はないということですので、このまま放っておいても荒れる一方なのは目に見えておりますので、悩むところなんですけど現状から判断すると非農地としては認められないという判断です。 以上です。

会長 整理番号 3 番について皆さん方からご意見等いかがでしょう。

○番（農業委員） 25 ページの現地写真なんですけど、右下の写真は砂利ですよ。全体のここら辺の確認はどうなんでしょうか。

事務局 入口の部分がこの写真のように若干砂利があるんですけども、全体としては担当委員が言われるように普通に農地に使える状態でした。

○番（農業委員） この砂利は持ち込んだものですね。現地のものではなく。

会長 この右下の写真は、通路にしていたようで砂利を持ち込んで敷き詰めた様子です。  
 先ほどの担当委員のご説明からしますと、グアバを撤去して 3 年ほどしか経っていないですし、3 枚とも草刈機で刈ってトラクターを入れれば十分使えるという事を考えて担当委員のご意見になったと思います。  
 中間管理事業等にリストアップすれば、手を挙げる人はすぐにいると思われまます。  
 非農地証明ということですので、持ち主が病気どうこうということとは関係ないです。その農地がどうなっているか、どういう状態だということ判断するわけですので。  
 そのように理解をいただいている上で、この案件は非農地として認められないという判断でよろしいですか。  
 （「はい。」の声あり）  
 整理番号 3 番は非農地として認められないことに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

10番

14番

平成28年7月26日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久